



APO_社労士通信

社会保険が適用される事業所とは？

■ 強制適用事業所と任意適用事業所

社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、法律によって加入が義務付けられる強制適用事業所と、任意で加入する任意適用事業所の2種類があり、事業所の形態や規模により下記のように区分されます。

- 強制適用事業所 ⇨
1. 常時従業員を使用する国、地方公共団体または法人の事業所
 2. 特定業種で常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（建設業、土木建築業、運送業、物品販売業等）
 - ・ 事業主や従業員の意思に関わらず、一人でも従業員を使用していれば強制加入。
 - ・ 事業主も適用対象。

- 任意適用事業所 ⇨ 強制適用に該当しない個人事業所
- ・ 従業員の半数以上が加入に同意し、事業主が申請、厚生労働大臣の認可を受けて加入。
 - ・ 加入に同意しなかった従業員も含め、全員（被保険者から除外される人を除く）適用を受ける。ただし、事業主は適用されません。
 - ・ 保険給付、保険料等は強制適用事業所と同じ。
 - ・ 被保険者の4分の3以上が脱退に同意した場合は、事業主が申請、厚生労働大臣の認可を受けて脱退可能。

■ 株式会社や外国法人の日本支店は？

株式会社、合同会社、外国法人の日本支店など商業登記している会社は強制適用事業所になります。株式会社の代表取締役等役員や支店の日本における代表者、支店長も「法人に使用される者」という考えから従業員と同様に強制加入の対象になります。

■ 外国法人の駐在員事務所は？

日本で法人登記をせずにもっぱら情報収集や顧客サービスなどを行なう、いわゆる駐在員事務所（Representative Office）は、上記区分でもわかるように社会保険法上明確な定義がありません。実務上は各社会保険事務所の個別判断にゆだねられます。加入を希望する場合は、一般的には個人事業所として任意適用の申請をすることが多いのですが、事業主は適用されないというデメリットがあります。多くの駐在員事務所は1-2名の従業員で活動していますが、任意適用を受けるためには従業員のうち1名を代表者（事業主）として申請しなければならず、代表者に選任された従業員は本社に雇用される「労働者」であるにもかかわらず、社会保険に加入できない事態が生じてしまいます。最近では、こうした実態を踏まえ代表者も「海外本社に雇用される労働者」と認め加入を許可する傾向にあります。ただし、この取り扱いには行政の運用指針にすぎず、あくまでも決定は社会保険事務所の判断によりますので、まずは早めに所轄の社会保険事務所に相談することをお勧めします。尚、任意適用の認可を受けられない場合は、国民健康保険、国民年金に加入することになります。



知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第21回 法定三帳簿

法定三帳簿とは労働者名簿・賃金台帳・出勤簿（タイムカード）のことを指します。これらは労務管理に必要な書類として原則として事業場毎に備え付ける義務があり、調製しないと監督署の調査の際には是正勧告の対象になります。記載する事項は

- ①労働者名簿…氏名/生年月日/履歴/性別/住所/常時30人以上の事業所の場合は従事する業務の種類/雇入年月日/解雇又は退職年月日とその事由/死亡年月日とその原因（労基法107条, 労基則53条1項）
- ②賃金台帳…氏名/性別/賃金計算期間/労働日数/労働時間数/時間外・休日・深夜の労働時間数/賃金の種類ごとの金額/控除の内容とその額（労基法108条, 労基則54条1項）
- ③出勤簿…始業・終業の時刻。上述の2種とは異なり、労働基準法には記載すべき事項や調製を義務付ける記載はありません。しかし使用者は労働者の労働時間を適正に管理する必要があることから、始業・終業の時刻を(a)自ら現認することで確認し記録するか(b)タイムカードなどの客観的記録を基礎として確認し記録するよう基準を設けています。

法定三帳簿は労働関係に関する重要な書類のため、法令で3年間の保存義務を課しています。この3年の起算日にも注意が必要で、労働者名簿は死亡・退職・解雇した日から、賃金台帳と出勤簿は最後に記入をした日から起算します。

法定帳簿は労務管理の基本であり、調製を怠ると30万以下の罰金に処せられることもあるので必ず整備しましょう。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>